弘前市公告第２５５号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成２７年１１月１９日

弘前市長　葛西　憲之

１　趣旨

平成２４年度から弘前市東部学校給食センターの給食調理等業務を民間業者に委託契約したが、平成２８年３月３１日に契約が終了することに伴い、引き続き業務を委託することとし、その選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、給食業務運営における優れた提案を行った民間業者を決定するものである。

２　業務名

弘前市東部学校給食センター調理等業務

３　委託期間

平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日まで

４　参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

（１）法人格を有し、本業務を円滑に遂行することができるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

（２）学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。

（３）弘前市競争入札等参加資格者名簿の「物品・役務」の中の「給食調理」に登載されていること。

（４）弘前市内に有人の本社、支社、営業所等の営業拠点を有する者、または平成２８年２月１９日までに有することができる者であり、緊急時に迅速に対応できること。

ただし、できなかった場合は、弘前市東部学校給食センター調理等業務に係るプロポーザル実施要領中「４その他（９）①」の規定により参加が無効となる。

（５）国税及び地方税を滞納していないこと。

（６）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定にいず

れも該当していないこと。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされてないこと。または、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（８）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき、破産手続き開始の申し立てがなされてないこと。

（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６項に規定する暴力団員が、法人の役員又はこれらに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者でないこと。

(10) 過去３年以内に、食品衛生法（平成２２年法律第２３３号）に基づく営業処分を受けていないこと。

(11) 弘前市から指名停止措置を受けていないこと。

５　書類の提出期限並びに提出場所

（１）提出期限

①説明会参加申込書　平成２７年１１月３０日（月）午後５時まで

②参加表明書　平成２７年１２月２１日（月）午後５時まで

③企画提案書　平成２８年　１月　８日（金）午後５時まで

（２）提出場所

弘前市教育委員会学務健康課

６　窓口

弘前市教育委員会学務健康課保健給食係（担当　西谷）

弘前市大字賀田一丁目１番地１

電　話　０１７２－８２－１８３５

ＦＡＸ　０１７２－８２－５８９９

電子メール　gakumukenko@city.hirosaki.lg.jp